

答 申 第 86 号

平成14年5月7日

千葉県教育委員会

委員長 篠崎 輝夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成11年1月14日付け教総第387号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成9年12月2日付けで異議申立人から提起された、平成9年9月30日付け教総第
20号の306で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県教育委員会の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成9年9月30日付け教総第20号の306で行った「平成8年度秋季総会並びに研究協議会への御臨席について（依頼）」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件請求に係る講師は、実施機関の公務の遂行に必要と判断されたために招請され、講演を行ったのであり、県税による謝金の対象となっていると推測される。講演の中身は個人に関する情報というよりも、公務に関する情報として県民に全容を明らかにすべきである。

イ 公務遂行のために公費で招請した講師名すら明らかにできないことは、公開の妥当・非妥当以前の常識が問われる事項である。

ウ 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

実施機関は、研修会等の講師名の公開・非公開の判断について、次のとおり統一性を欠いた恣意的な判断をしている。

(7) 総務企画課の見解

研修会等の講師名を公開するか否かは、①公表することが慣行となっているか、②受講者が一般県民も対象としているか、③研修会の目的、研修内容等から公表に適するかどうか等を考慮して個別に判断する。

(イ) 義務教育課の見解

新規採用教員等研修事業は現在教員でない者に門戸を閉ざしているものではなく、教育広報や教育要覧では免許法認定講習について掲載していることから、当該講習の目的、内容、受講対象者を考慮して検討すれば公表に適するものであり、旧条例第11条第2号ただし書に該当すると判断される。

しかし、(イ)の事業に係る講習は、年齢、学歴等からして限られた人達に対する免許付与のための研修会であるから、(ア)の基準からすれば非公開とすべきである。

エ 以上のとおり、実施機関の判断は誤っているので、本件文書に係る部分公開決定処分は取り消されるべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象公文書及び部分公開決定の理由について

ア 異議申立ての対象となっている公文書は、千葉県高等学校教頭会(全日制)(以下「教頭会」という。)から收受した「平成8年度秋季総会並びに研究協議会への御臨席について(依頼)」であり、教育長及び教育次長あての文書である。

イ 本件文書には、教頭会が平成8年度秋季総会並びに研究協議会を開催するに際して、教育長及び教育次長の出席を依頼する文書に秋季総会並びに研究協議会要項(以下「要項」という。)が添付されており、要項には、期日、会場、日程のほか、秋季総会並びに研究協議会で行われる講演の演題及び講師の所属・職・氏名が記載されている。

ウ 以上のうち、要項に記載されている講演の講師の職名及び氏名を旧条例第11条第2号の規定により非公開とし、部分公開決定を行ったものである。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

本件文書に記録されている講師の職名及び氏名は、特定個人が識別される情報であり、本号本文に該当するものと判断した。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

本件文書は、教頭会が教育長及び教育次長に送付した文書であり、何人でも閲覧できるとしている法令はないから、ただし書には該当しない。

また、本件文書は、教育長及び教育次長が教頭会から收受した文書であり、個人が

公表を前提として提供した情報とはいえ、また個人が自主的に公表し何人でも知り得る情報とは認められない。さらに、秋季総会並びに研究協議会には限られた関係者のみが出席しており、案内通知文書も限られた者に送付され、広く県民に呼びかけて開催されているものではないことから、講演の講師について公表が予定され、公にすることが慣行となっているとは認められず、ただし書口には該当しない。

さらに、本件文書は、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が收受した情報ではないことから、ただし書ハにも該当しない。

ウ したがって、本件文書に記録されている講演の講師の職名及び氏名は、旧条例第11条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断した。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、教育長及び教育次長が教頭会から收受した「平成8年度秋季総会並びに研究協議会への御臨席について（依頼）」であって、依頼文及び要項から構成されている。

(2) 非公開部分について

本件文書のうち、実施機関が非公開とした部分は、要項中の講演講師の職名及び氏名である。

(3) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

実施機関が非公開とした部分は、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものであるから、本号本文に該当するものである。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

アで本号本文に該当するとした情報は、法令等の定めるところにより何人でも閲覧できるものではなく、また、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は收受した情報で、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共安全を確保するために公開することが公益上必要と認められるものでもないことから、ただし書イ及びハに該当しない。

以下ただし書口の該当性について検討する。

ただし書口は、実施機関が作成し、又は収受した情報であって、公表を目的としているものについては、公開することができるとしたものである。

しかしながら、アで本号本文に該当するとした情報は講演の講師の職名及び氏名であり、当該講演が教頭会構成員を対象としたものであることに鑑みれば、公表を目的としているものとは認められないものである。

したがって、講演の講師の職名及び氏名の情報は、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないものと判断する。

(4) 結論

以上のとおり、本件文書で実施機関が非公開とした部分は、旧条例第11条第2号に該当し公開しないことができるものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年月日 | 処理内容 |
|-----------|---------------|
| 11. 1. 14 | 諮問書の受理 |
| 11. 3. 30 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 12. 4. 21 | 審議 |
| 14. 4. 19 | 審議 |

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|------|---------------|-----|
| 岩間昭道 | 千葉大学教授 | |
| 大友道明 | 弁護士 | |
| 鶴岡稔男 | 千葉家庭裁判所家事調停委員 | 部会長 |
| 福武公子 | 弁護士 | |

(五十音順：平成14年4月19日現在)